２）対象設備は次の①②③それぞれの案件で、いずれか１つの設備とする。
①　平成29年度電気通信設備保守運転監視業務
・多重無線設備
・長距離（30㎞以上）用光伝送設備
②　平成29年度北部ダム統管通信設備保守運転監視業務
・多重無線設備
・長距離（30㎞以上）用光伝送設備
・テレメータ観測装置又は放流警報装置（通信回線は無線とする）
・ダム（又は堰）放流制御設備
③　平成29年度北部国道電気通信設備保守運転監視業務
・多重無線設備
・長距離（30㎞以上）用光伝送設備

⑽　本業務の配置予定管理技術者は、申請書等の提出期限の時点で次の１）から６）のいずれか一つの条件及び平成29年４月１日時点で７）から９）の条件を満たすこと。なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれかの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、製造実績とする。
１）学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。
２）学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者であること。
３）上記１）及び２）以外の者で、７年以上の業務経験を有する者
４）第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。
５）技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者。
６）一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。
７）通常の勤務時間において２時間以内に下記①から③に示す案件毎の各事務所等に到着できる場所を主たる勤務地としていること。（移動手段として航空機の使用は認めない。）
①　平成29年度電気通信設備保守運転監視業務　沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　沖縄総合事務局
②　平成29年度北部ダム統管通信設備保守運転監視業務　沖縄県名護市大北３－19－８　北部ダム統合管理事務所
③　平成29年度北部国道電気通信設備保守運転監視業務　沖縄県名護市大北４－28－34　北部国道事務所
８）配置予定管理技術者は、沖縄総合事務局（国土交通省含む。）発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。
なお、兼務する場合は、平成29年４月１日時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ４件以下であること。（本業務を含み、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む。）
配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。
なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、平成29年４月１日までに上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。
本業務の管理技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始（平成29年４月１日）までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。
管理技術者の手持ち業務量は、本業務の履行開始（平成29年４月１日）から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のａ～ｃまでの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。
ａ　当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績。）を有する者。
ｂ　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等。）を有する者。
ｃ　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。
９）配置予定管理技術者は、入札参加資格希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑾　「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。

３　入札書の提出場所等
⑴　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
総務省電子調達システム（ＧＥＰＳ）
https://www.geps.go.jp/
〒900－0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係　電話098－866－0031（内線）2528
⑵　紙入札方式による入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
⑴の問い合わせ先に同じ。
希望者には、郵送等による交付を行うので申し出ること。この場合において送料は希望者の負担とする。
⑶　入札説明書の交付期間　平成29年１月10日から平成29年３月２日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。
⑷　電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の提出期限　平成29年１月24日17時15分
郵送（書留郵便に限る。）による場合は上記期限までに必着すること。
⑸　電子調達システム及び紙入札方式による入札書の提出期限　平成29年３月２日12時00分
郵送（書留郵便に限る。）による場合は上記期限までに必着すること。
⑹　開札の日時及び場所
①の案件：平成29年３月３日10時00分
②の案件：平成29年３月３日11時00分
③の案件：平成29年３月３日14時00分
沖縄総合事務局開発建設部入札室

４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
１）電子調達システムにより参加を希望する者は、必要な申請書等を上記３⑷に示す期限までに上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。
２）紙入札方式により参加を希望する者は必要な申請書等を上記３⑷に示す期限までに上記３⑴場所に提出しなければならない。
なお、１）、２）いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な申請書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
また、予め限定したＩＣカード以外を使用した場合、入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札者であり、かつ、入札説明書等で指定する性能・機能・技術能力等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしている入札者の中から、入札説明書において定める総合評価の方法に基づく計算を行い、得点の最も高い者を落札者とする。